

ごみ、介護保険など共同処理

一関市・平泉町・藤沢町



協議書に調印し握手を交わす(左から)鈴木清紀平泉町長、浅井市長、佐藤守藤沢町長

両磐地区広域市町村圏では、共通する市町村の事務の効率化を図るため、7つの一部事務組合、1つの広域連合および2つの協議会が設置され、積極的に広域行政を推進し、一定の成果をあげてきました。しかし、同一圏内に多くの組合などが存在することは、相互間の調整が不十分となり、計画的な広域行政の展開が難しく、また事務処理や事務経費が重複する、などの課題も生じていました。さらに、昨年9月の新一関市誕生により圏域が3市町(一関市、平泉町、藤沢町)構成となつたことにあわせて、組合などの解散や構成団体の再編を行いましたが、その後もなお7つの組合などが存続

することになりました。しかし、同一圏内に多くの組合などが存在することは、相互間の調整が不十分となり、計画的な広域行政の展開が難しく、また事務処理や事務経費が重複する、などの課題も生じていました。さらに、昨

年9月の新一関市誕生により圏域が3市町(一関市、平泉町、藤沢町)構成となつたことにあわせて、組合などの解散や構成団体の再編を行いましたが、その後もなお7つの組合などが存続

ことは、相互間の調整が不十分となり、計画的な広域行政の展開が難しく、また事務処理や事務経費が重複する、などの課題も生じていました。さらに、昨

年9月の新一関市誕生により圏域が3市町(一関市、平泉町、藤沢町)構成となつたことにあわせて、組合などの解散や構成団体の再編を行いましたが、その後もなお7つの組合などが存続

ることは、相互間の調整が不十分となり、計画的な広域行政の展開が難しく、また事務処理や事務経費が重複する、などの課題も生じていました。さらに、昨

始まります 自立支援医療

「更生医療」「通院医療費公費負担制度(精神)」を利用する皆さん

し、その事務処理区域が圏域よりも狭い状態となっています。このため、3市町は昨年10月に両磐地区一部事務組合等統合協議会(会長:浅井市長)を設置し、協議を行ってきました。

その結果、▽介護保険▽廃棄物処理・リサイクル▽火葬場の設置・管理運営など、類似の事務を共同処理している東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合、一関地方広域連合を統合し、新たに一関地区広域

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの「更生医療」「育成医療」「通院医療費公費負担制度(精神)」など障害に係る公費負担医療は、4月から一本化され

て『自立支援医療』となります。指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担(所得に応じて負担月額に上限額を設定)となります。

また、更生医療に関しては、入院時の食事代は原則として自己負担(標準負担額相当)になります。現在、「更生医療」「通院医療費公費負担制度(精神)」を受けている方で、**引き続き自立支援医療**を受けるために、**手続きが必要です**(手続きがない場合は、一般と同じ3割負担になります)。手続きがまだの方は**3月中**に**手続きをお済ませください**。

なお、現行の制度を利用している方には、必要書類、手続き方法について個別に郵送により案内していますので確認してください。不明な点がある場合は問い合わせください。

一関地区広域行政組合

- ◇設置年月日：18年4月1日
- ◇構成：一関市、平泉町、藤沢町
- ◇事務所：一関市竹山町の一関市役所内に置きます。
- ◇共同で処理する事業の内容：これまで各組合・広域連合で処理してきた事業を引き継ぐほか、旧組合がその処理区域のみで行ってきた事業を管内全域に拡大します(例▽廃棄物収集運搬事業、廃棄物処理業の許可▽介護保険の要介護認定・保険給付など)。
- ◇執行機関：一関市長が組合の管理者となり、副管理者(平泉町長、藤沢町長、一関市助役)、収入役(一関市収入役)を置きます。また、監査委員(2人)を置きます。それぞれの執行機関に事務局を置きます。
- ◇議会：定数は18人(一関市14人、平泉町・藤沢町各2人)で、各市町議会の議員のうちから選ばれます。

これまで各組合・広域連合で処理してきた事業を引き継ぐほか、旧組合がその処理区域のみで行ってきた事業を管内全域に拡大します(例▽廃棄物収集運搬事業、廃棄物処理業の許可▽介護保険の要介護認定・保険給付など)。

- 手続き・問い合わせ先
 - ◆運営：利用者からの使用料・手数料、介護保険料などのほか、構成市町からの分担金・負担金により運営されます。

医療費の月額負担上限額(18年4月から)

区分	世帯の収入状況	上限額
①生活保護	生活保護受給世帯	0円
②低所得1	市民税非課税世帯で障害者本人の年収が80万円以下	2500円
③低所得2	市民税非課税世帯	5000円
④中間的所得	市民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
⑤一定所得以上	市民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療支給の対象外

※左の④⑤に該当する世帯でも、重度で継続した高額治療継続者の場合は、下表の上限額があります。詳しくは問い合わせください。

対象となる世帯	上限額
住(一所得割)	2万円未満
2万円以上	5000円
20万円未満	1万円
20万円以上	2万円